

児童福祉施設入所者等の利用者負担額等にかかる補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市住民で児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)により施設給付決定を受けた者・児(以下「者」という。)の保護者が負担する費用を軽減するため、市から補助金を支給し、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の支給を受けることのできる者は、本市に居住地を有し、法第24条の3第6項の受給者証の交付を受け、法第7条にもとづく次の各号に掲げる児童福祉施設と利用契約を締結した者、または指定障害児通所支援事業者と児童発達支援事業の利用契約を締結した者の保護者で福祉部分利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)を負担した者(法第31条第1項及び第2項により、児童が満18歳の誕生日以後も、在所期間の延長の特例措置を受けている場合、満20歳の誕生日の前々日までの利用者負担額を支払った者も含む。)とする。

- (1) 乳児院
- (2) 児童養護施設
- (3) 障害児入所施設
- (4) 児童発達支援センター
- (5) 情緒障害児短期治療施設
- (6) 児童自立支援施設

(補助の範囲)

第3条 補助金の額は、前条による保護者にかかる負担金額のうち児童発達支援および医療型児童発達支援の利用者の場合、負担金額より9,600円を控除した額を、その他の利用者の場合、負担金額より9,600円を控除した額の2分の1とする。

(補助の申請)

第4条 補助金の支給を受けようとするものは、必要事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の支給期日)

第5条 補助金の支給は、原則として利用者負担額の支払を第2条各号の施設に確認のうえ毎年11月(その年の3月～8月分)及び5月(前年の9月から2月分)に支給する。
2 年度途中において退所等の異動があった場合においても前項により支給する。

(補助金の算定方法)

第6条 補助金の算定方法にあたっては、1箇月を基準とし、月の途中で入所又は退所した場合等は、その月の日数により日割りで算定する。

(扶養義務者の転出に対する措置)

第7条 扶養義務者が本市内から転出したときは、その月の属する翌月からこの制度を適用しない。

2 前項の場合には原則として、第4条の規定により11月又は5月に転出月までの補助金を支給する。

3 前項に規定する補助金の算定方法は、転出日の前月分までは第5条の規定を準用し、転出日の属する月分は、その月の初日から転出日の前日までを、その月の日数により日割り計算する。

(扶養義務者の転入に対する措置)

第8条 扶養義務者が本市内に転入したときは、その日の属する月からこの制度を適用する。

2 前項に規定する補助金の算定方法は、転入日の属する月は、転入日からその日の属する月の末までを、その月の日数により日割り計算し、転入日の属する月の翌月からは第6条の規定を準用する。

(利用者負担額支払済領収書の呈示義務)

第9条 市長は、必要に応じて第3条の補助金の支給を受ける保護者に利用者負担額の支払済領収書の呈示を求めることができる。

(準用)

第10条 この要綱は、法により措置されている児童の扶養義務者が「障害児施設徴収基準額表」による徴収額を負担したときは、「利用者負担額」を「徴収額(障害児施設徴収金基準額表による)」と、また、「保護者」を「扶養義務者」と読み替えて、準用する。ただし、支払確認は「兵庫県西宮こども家庭センター」及び第6条の補助金の算定方法については、児童福祉法による費用の徴収等に関する規則(昭和39年兵庫県規則第46号)第7条の規定により徴収金を免除されたときは、減免後の金額に対する額を補助する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

児童福祉施設入所者等の費用徴収金にかかる補助金交付要綱及び同補助金交付事業実施要領は、平成18年9月30日で廃止する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。